

消費セン新聞

（令和7年2月3日発行）

消費生活安全センターは、商品やサービスなど”お買い物”に関するトラブル等の相談窓口です。専門の知識を持った消費生活相談員が、トラブル解決のお手伝いをしています。

消費者トラブルは、知っていれば防げることも多いので、是非この「消費セン新聞」を読んで、御自身だけでなく、身近な方にもお声かけください。

こんな手口にだまされない

海外の事業者との消費者トラブル

海外ショッピングでは、「ことばの問題」や「法律・商習慣の違い」のため解決が困難であったり、海外の事業者に問い合わせもできないといったトラブルが報告されています。

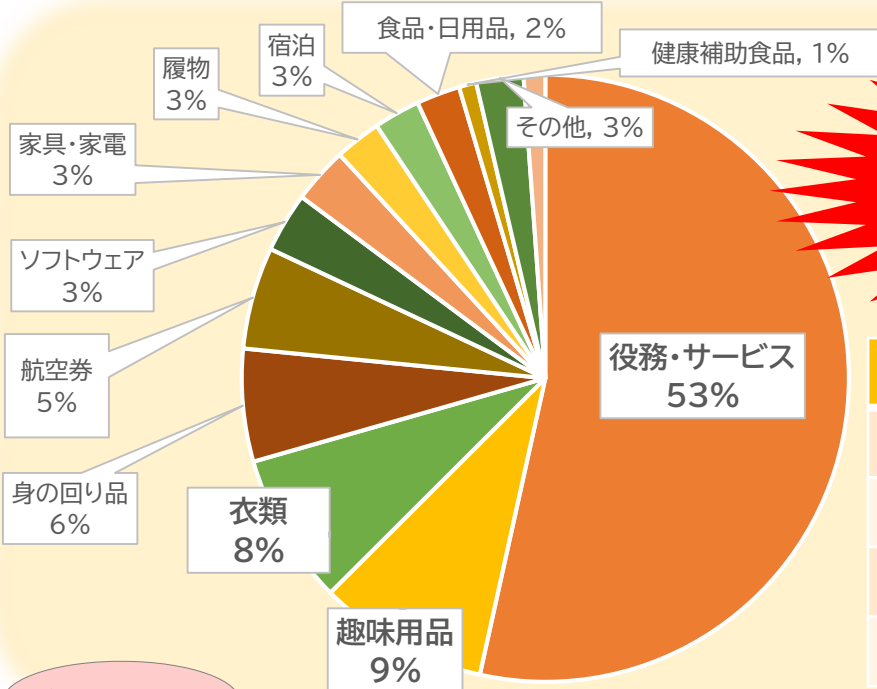
全国共通の電話番号

「消費者ホットライン」

188



令和5年度 越境消費者相談の状況 (商品・サービス別)



意図せず誘導され契約してしまったサブスクリプションサービスの解約や返金に関するトラブルが増加

トラブル類型別（上位）

1位	解 約	53.6%
2位	詐欺疑い	13.8%
3位	商品未到着	7.2%
4位	返 品	4.1%

ご存知ですか？

出典：国民生活センター「2023年度 越境消費者相談の状況－越境消費者センター（CCJ）より－」
(https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240807_4.html)のデータを元に加工

国民生活センター越境消費者センター(CCJ)

海外ショッピングでトラブルにあった消費者のための相談窓口です。独立行政法人国民生活センターが運営しています。

(CCJ: Cross-border Consumer center Japan)
インターネットでの海外事業者との取引(商品購入、宿泊予約等)や、海外での現地取引(旅行先の商品購入、サービス利用等)のトラブル解決を手助けします。

相談方法 相談は、HPの「相談受付フォーム」から。(FAXも可)
原則メールで、解決方法のアドバイス等を行います。

詳細はこちら ▼国民生活センター越境消費者センター▼
<https://www.ccj.kokusen.go.jp/home>

よくある相談事例

✓ そのスタートボタン、海外事業者の広告かも！？

国内事業者のサイトを利用して表示された「スタート」、「OK」、「今すぐ視聴する」などのボタン表示をクリックしたところ、意図せず、海外事業者とのサブスクリプション契約となっていた。

▶国民生活センター発表情報

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20240529_2.html

✓ 商品が届かない…！返金してもらえない…！ 悪質通販サイト

日本語表示の通販サイトで商品を購入したが、代金を支払った後に、商品が届かない。発送状況を尋ねるメールを3回したが、返信がない。

▶国民生活センター発表情報

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241211_1.html

小さなトラブルでも、早めに相談しましょう

<https://www.pref.kyoto.jp/shohise/1237337137456.html>
(トップページ → 暮らし・環境・人権 → 食生活・消費生活 → 京都府消費生活安全センター
くらしの情報ひろば → メールマガジン)



メールマガジン
「いろいろ情報便」
(隔週金曜日発行)

◀京都府消費生活安全センターでは、消費生活に関する様々な情報を発信しています。